

## 林地残材買取事業者登録要領

平成26年12月5日 制定  
令和3年4月1日 改正

### (目的)

第1条 この要領は、奈良県が行う「林地残材に関する情報提供」に基づいて、林地残材の買取を行う事業者の登録を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### (事業者)

第2条 林地残材買取事業者登録（以下「事業者登録」という。）ができる事業者は、認定事業体（林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）に基づき改善措置が適当であると奈良県知事（以下「知事」という。）に認められた事業体）とする。

### (事業者登録)

第3条 事業者登録を希望する認定事業体は、林地残材買取事業者登録申請書（様式1号）及び誓約書（様式2号）を知事に提出するものとする。

### (事業者の認定)

第4条 知事は、前条の規定による書類を受理した場合において、当該書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、適合すると認めるときは、林地残材買取事業者認定通知を行うものとする。

### (登録事業者の公表)

第5条 知事は、前条の規定により認定した認定事業体（以下「登録事業者」という。）の事業者登録内容を奈良県ホームページにおいて公表するものとする。

### (登録内容の変更)

第6条 登録事業者は、第3条の規定により申請した事業者登録内容の変更を行うときは、林地残材買取事業者登録内容変更申請書（様式3号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

### (事業者登録の取下げ)

第7条 登録事業者が事業者登録を取り下げるときは、林地残材買取事業者登録取下げ申請書（様式4号）を知事に提出するものとする。

### (実績報告)

第8条 登録事業者は、林地残材に関する情報提供に基づく各年度の3月末日までの林地残材買取実績について、林地残材買取実績報告書（様式5号）を作成し、翌年度の4月末日までに知事に報告するものとする。

(事業実績の公表)

第9条 知事は、登録事業者から前条の規定による林地残材買取実績報告を受けた場合は、奈良県ホームページにおいて、林地残材買取実績を公表するものとする。

(登録事業者の指導等)

第10条 知事は、登録事業者が行う林地残材の買取について、必要に応じて指示をし、報告を求め、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(事業者登録の抹消)

第11条 知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、原則として事業者登録を抹消するものとする。

(1) 誓約書の内容に従わなかったとき

(2) 情報提供に基づく買取実績が長期間なく、今後も取引の実績が見込めないと知事が判断したとき。

(3) その他知事の指示に従わなかったとき

2 複数の市町村で登録のある登録事業者が、一部の登録市町村で前項第2号に該当する場合は、当該登録市町村の登録を抹消するものとする。

附 則

この要領は、平成26年12月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。